

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年2月14日

【四半期会計期間】 第36期第1四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 日本エス・エイチ・エル株式会社

【英訳名】 SHL-JAPAN Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 奈良 学

【本店の所在の場所】 東京都中野区中央五丁目38番16号

【電話番号】 03 (5385) 8781

【事務連絡者氏名】 取締役 中 村 直 浩

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区中央五丁目38番16号

【電話番号】 03 (5385) 8781

【事務連絡者氏名】 取締役 中 村 直 浩

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第35期 第1四半期累計期間	第36期 第1四半期累計期間	第35期
会計期間		自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日	自 2020年10月1日 至 2021年9月30日
売上高	(千円)	472,901	597,623	3,300,661
経常利益	(千円)	97,232	218,277	1,474,622
四半期(当期)純利益	(千円)	67,080	150,567	1,010,490
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	656,030	656,030	656,030
発行済株式総数	(株)	6,141,158	6,141,158	6,141,158
純資産額	(千円)	4,993,542	5,181,393	5,704,325
総資産額	(千円)	5,587,173	6,227,951	6,623,498
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	11.20	25.14	168.69
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)			
1株当たり配当額	(円)			100.00
自己資本比率	(%)	89.4	83.2	86.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	188,091	202,801	1,087,627
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	3,841	8,355	29,710
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	354,428	365,938	586,230
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	3,252,428	3,693,378	4,270,475

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した指標等となっております。

3 第35期の1株当たり配当額100円には、特別配当15円が含まれております。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、当社は、プロダクトを使用して人材アセスメントサービスを提供する単一事業を営む会社であります。売上高におきまして、提供するサービスの形態別区分としてプロダクト、コンサルティング、トレーニングという区分を設けておりますが、プロダクト生産時には、そのプロダクトがどのサービス形態で提供されるかは未定であり、サービスの形態別営業費用を区分して表示することは困難であることからセグメント情報は記載していません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しております。これにより、売上高等に影響が生じることから、当第1四半期累計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）における財政状態及び経営成績に関しましては、前年同期増減額・増減率等は記載していません。

経営成績の状況

当第1四半期累計期間の売上高は597百万円となりました。サービス形態別には、プロダクト売上高368百万円、コンサルティング売上高208百万円、トレーニング売上高20百万円であります。

各々のサービス形態別におきまして、プロダクト売上高では総合適性テスト「C-GAB plus」、コンサルティング売上高では各種分析案件、トレーニング売上高ではインハウスセミナー等が順調に売上を伸ばしたと考えております。

当第1四半期累計期間の営業利益は218百万円となりました。売上原価は69百万円、販売費及び一般管理費は309百万円であり、この結果、営業利益率は36.5%となりました。

当第1四半期累計期間の経常利益は218百万円となりました。これは、営業外収益、営業外費用ともに少額であったことにより、営業利益とほぼ同額であります。

当第1四半期累計期間の税引前四半期純利益は、特別利益及び特別損失が発生しなかったため、経常利益と同額の218百万円となりました。

以上に、法人税等を計上した結果、当第1四半期累計期間の四半期純利益は150百万円となりました。

<参考1：サービス形態別の売上高内訳>

	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)	
	金額	構成比
	百万円	%
プロダクト	368	61.7
コンサルティング	208	34.9
トレーニング	20	3.4
合計	597	100.0

<参考2：四半期会計期間別の売上高>

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2020年9月期	405	1,233	845	479	2,964
2021年9月期	472	1,375	969	482	3,300
2022年9月期	597				

- (注) 1 2020年9月期及び2021年9月期につきましては、収益認識会計基準等の適用のない実績値を記載しております。
- 2 当社のサービスは、新規学卒者等の採用選考に利用される頻度が高いため、売上に季節変動が生じます。近年では、第2四半期から第3四半期会計期間に売上が集中する傾向にあります。

財政状態の状況

当第1四半期会計期間末における財政状態について前事業年度末と比較いたしますと、変動状況は次のとおりであります。

資産合計は395百万円減少し6,227百万円となりました。これは、投資その他の資産におきまして、収益認識会計基準等の適用によりその他（主に繰延税金資産）が132百万円増加しましたが、流動資産におきまして納税や配当等の支払のため現金及び預金が577百万円減少したことが主な要因であります。

負債合計は127百万円増加し1,046百万円となりました。これは主に、流動負債におきまして決算賞与の支払い等により未払金67百万円、納税により未払法人税等が188百万円それぞれ減少しましたが、収益認識会計基準等の適用により契約負債が386百万円増加したことによります。

純資産合計は522百万円減少し5,181百万円となりました。これは、四半期純利益（純資産の増加）を150百万円計上したものの、剰余金の配当（純資産の減少）が371百万円、収益認識会計基準等の適用により利益剰余金の当期首残高の減少（純資産の減少）301百万円が主な要因であります。

キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は3,693百万円（前事業年度末比13.5%減）となり、前事業年度末比577百万円減少しました。当第1四半期累計期間におけるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により支出した資金は202百万円となりました。主な収入要因は、税引前四半期純利益218百万円であり、主な支出要因は、売上債権の増加額40百万円、契約負債の減少額48百万円、未払金の減少額73百万円、法人税等の支払額245百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は8百万円となりました。主な収入・支出要因は、定期預金の払戻及び預入による収入と支出が各々50百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により支出した資金は365百万円となりました。これは主に、配当金の支払によるものであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は3百万円であります。なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、2021年10月29日開催の取締役会において、英国SHL Group Limited（以下「SHL社」という）との間のライセンス契約の有効期間を1年延長する契約を締結することを決議いたしました。

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
SHL社 (SHL Group Limited)	英国	ライセンス契約	SHL社の特定プロダクトのプロモーション・再販・使用及びコンサルティングサービスの提供等に関する日本国内における排他的権利ならびに当該ライセンスに対するロイヤルティの支払いに関する契約	2017年4月1日から 2022年3月31日まで (上記契約期間を2023年3月31日まで延長する契約を、2021年10月に締結しております)

1. ライセンス契約期間延長の概要

当社は、SHL社からライセンス供与を受け、主に国内企業向けに人材アセスメントサービスを提供しております。そのライセンス供与の裏付けとなる現行のライセンス契約の有効期間は、2022年3月31日に満了となりますが、世界的な新型コロナウイルス感染拡大懸念のもと十分な契約更新交渉ができないことから、現行ライセンス契約の有効期間を2023年3月31日とすることに合意いたしました。

ライセンス契約に基づくロイヤルティ料率（ライセンス供与の対象商品売上に対する料率）は現行9.0%であり、2022年4月1日から2023年3月31日まで本料率が適用されます。

（補足説明）

SHL社は、1977年に英国で設立されて以来、欧州を中心として世界主要国に子会社及び関連会社並びに提携先企業を擁し、人材アセスメント事業を展開しております。当社は、設立以来、SHL社との間でライセンス契約を締結し、SHL社からライセンス供与を受け、国内企業向けに人材アセスメントサービスを提供しており、同ライセンス契約に基づきロイヤルティを支払っておりました。2013年9月にSHL社が、米国の人事関連の会員制アドバイザリー会社であるCEB社に買収され、2017年4月にCEB社が、米国ITリサーチ&アドバイザリー会社のGartner社に買収されましたが、2018年3月にGartner社は、タレントアセスメント事業を英国の未公開株式投資会社であるExponent Private Equity LLP（以下、Exponent PE社という）に売却しました。その後、Exponent PE社はSHL Global Management Limitedを設立、同社を人材アセスメント事業の持株会社とし、SHL社はSHL Global Management Limitedの子会社となりました。この結果、当社とのライセンス契約は、SHL社に再移管されております。なお、SHL社及びExponent PE社の詳細につきましては、以下のウェブサイトをご参照ください。

SHL社 <https://www.shl.com/>

Exponent PE社 <https://www.exponentpe.com/>

当社の人材アセスメント事業は、タレントアセスメント事業に含まれております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,400,000
計	22,400,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,141,158	6,141,158	東京証券取引所JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株でありま す。
計	6,141,158	6,141,158		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年12月31日		6,141,158		656,030		395,493

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日（2021年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 151,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,918,200	59,182	
単元未満株式	普通株式 71,958		
発行済株式総数	6,141,158		
総株主の議決権		59,182	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株(議決権 24個)含まれております。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本エス・エイチ・エル株式会社	東京都中野区中央五丁目38 番16号	151,000		151,000	2.46
計		151,000		151,000	2.46

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期財務諸表等規則第4条の2第2項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第1四半期累計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有しておりませんので四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,370,475	3,793,378
売掛金	292,667	333,408
商品及び製品	17,451	19,165
仕掛品	1,927	5,748
原材料及び貯蔵品	471	601
その他	11,883	15,016
流動資産合計	4,694,876	4,167,318
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	10,379	9,918
工具、器具及び備品(純額)	16,601	15,169
有形固定資産合計	26,980	25,088
無形固定資産		
ソフトウェア	12,364	11,308
ソフトウェア仮勘定	25,422	27,432
製品マスター	12,448	23,108
製品マスター仮勘定	10,341	71
その他	2,585	2,585
無形固定資産合計	63,161	64,505
投資その他の資産		
投資有価証券	799,400	798,657
長期預金	800,000	800,000
その他	239,078	372,380
投資その他の資産合計	1,838,478	1,971,038
固定資産合計	1,928,621	2,060,632
資産合計	6,623,498	6,227,951
負債の部		
流動負債		
買掛金	13,852	18,716
未払金	75,662	8,155
未払費用	125,029	90,326
未払法人税等	264,400	76,070
契約負債	-	386,282
その他	86,430	116,513
流動負債合計	565,375	696,064
固定負債		
長期未払金	119,979	119,979
退職給付引当金	213,328	210,010
その他	20,490	20,502
固定負債合計	353,798	350,492
負債合計	919,173	1,046,557

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	656,030	656,030
資本剰余金	395,493	395,493
利益剰余金	4,940,269	4,417,472
自己株式	300,837	300,905
株主資本合計	5,690,955	5,168,090
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13,369	13,303
評価・換算差額等合計	13,369	13,303
純資産合計	5,704,325	5,181,393
負債純資産合計	6,623,498	6,227,951

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2020年10月1日 至2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自2021年10月1日 至2021年12月31日)
売上高	1 472,901	1 597,623
売上原価	73,552	69,763
売上総利益	399,349	527,860
販売費及び一般管理費	2, 3 301,979	2, 3 309,709
営業利益	97,370	218,150
営業外収益		
受取利息	4	3
受取配当金	-	153
その他	166	278
営業外収益合計	171	435
営業外費用		
為替差損	0	0
支払手数料	308	308
営業外費用合計	309	309
経常利益	97,232	218,277
税引前四半期純利益	97,232	218,277
法人税等	30,151	67,709
四半期純利益	67,080	150,567

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2020年10月1日 至2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自2021年10月1日 至2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	97,232	218,277
減価償却費	6,591	6,660
受取利息及び受取配当金	4	157
退職給付引当金の増減額(は減少)	3,814	3,318
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	126,437	-
売上債権の増減額(は増加)	1,234	40,740
棚卸資産の増減額(は増加)	2,750	5,664
その他の流動資産の増減額(は増加)	3,103	3,145
仕入債務の増減額(は減少)	2,745	4,863
未払費用の増減額(は減少)	26,245	32,151
未払金の増減額(は減少)	10,212	73,024
契約負債の増減額(は減少)	-	48,967
長期未払金の増減額(は減少)	119,979	-
その他	4,629	19,903
小計	82,385	42,535
利息及び配当金の受取額	16	169
法人税等の支払額	270,492	245,507
営業活動によるキャッシュ・フロー	188,091	202,801
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	50,000	50,000
定期預金の払戻による収入	50,000	50,000
有形固定資産の取得による支出	-	2,851
無形固定資産の取得による支出	4,301	5,811
投資有価証券の分配金による収入	460	306
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,841	8,355
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	354,428	365,870
自己株式の取得による支出	-	68
財務活動によるキャッシュ・フロー	354,428	365,938
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	546,360	577,096
現金及び現金同等物の期首残高	3,798,788	4,270,475
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 3,252,428	1 3,693,378

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、当社のアセスメントツールの使用権の販売に関して、従来は、当該使用権の使用許諾期間の開始日をもって収益を認識する方法でしたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当第1四半期累計期間の売上高は48,967千円増加し、利益剰余金の当期首残高は301,976千円減少しております。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法としております。

(追加情報)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する企業情報の開示

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

- 1 当社のサービスは、新規学卒者等の採用選考に利用される頻度が高いため、売上に季節変動が生じます。近年では、第2四半期から第3四半期会計期間に売上が集中する傾向にあります。
- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
ロイヤルティ	36,863千円	27,045千円
給料手当	88,965 "	96,669 "
退職給付費用	3,787 "	3,505 "
役員退職慰労引当金繰入額	3,757 "	"

当社は、2020年12月19日開催の定時株主総会決議により役員退職慰労金制度を廃止いたしました。前第1四半期累計期間の役員退職慰労引当金繰入額は、役員退職慰労金制度廃止前に計上したものであります。

- 3 一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりであります。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
研究開発費	3,444千円	3,469千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金	3,352,428千円	3,793,378千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	100,000 "	100,000 "
現金及び現金同等物	3,252,428千円	3,693,378千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年12月19日 定時株主総会	普通株式	359,409	60.00	2020年9月30日	2020年12月21日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額には、特別配当20円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年12月18日 定時株主総会	普通株式	371,387	62.00	2021年9月30日	2021年12月20日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額には、特別配当15円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、プロダクトを使用して人材アセスメントサービスを提供する単一セグメントであるため記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	サービス形態別の売上高			計
	プロダクト	コンサルティング	トレーニング	
一時点で移転される財又はサービス	214,323	86,569	20,309	321,203
一定の期間にわたり移転される財	154,535	121,885		276,420
顧客との契約から生じる収益	368,859	208,455	20,309	597,623
外部顧客への売上高	368,859	208,455	20,309	597,623

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純利益	11円20銭	25円14銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益 (千円)	67,080	150,567
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	67,080	150,567
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,990,152	5,990,128

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月14日

日本エス・エイチ・エル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桑 本 義 孝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成 田 孝 行

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本エス・エイチ・エル株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第36期事業年度の第1四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本エス・エイチ・エル株式会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。